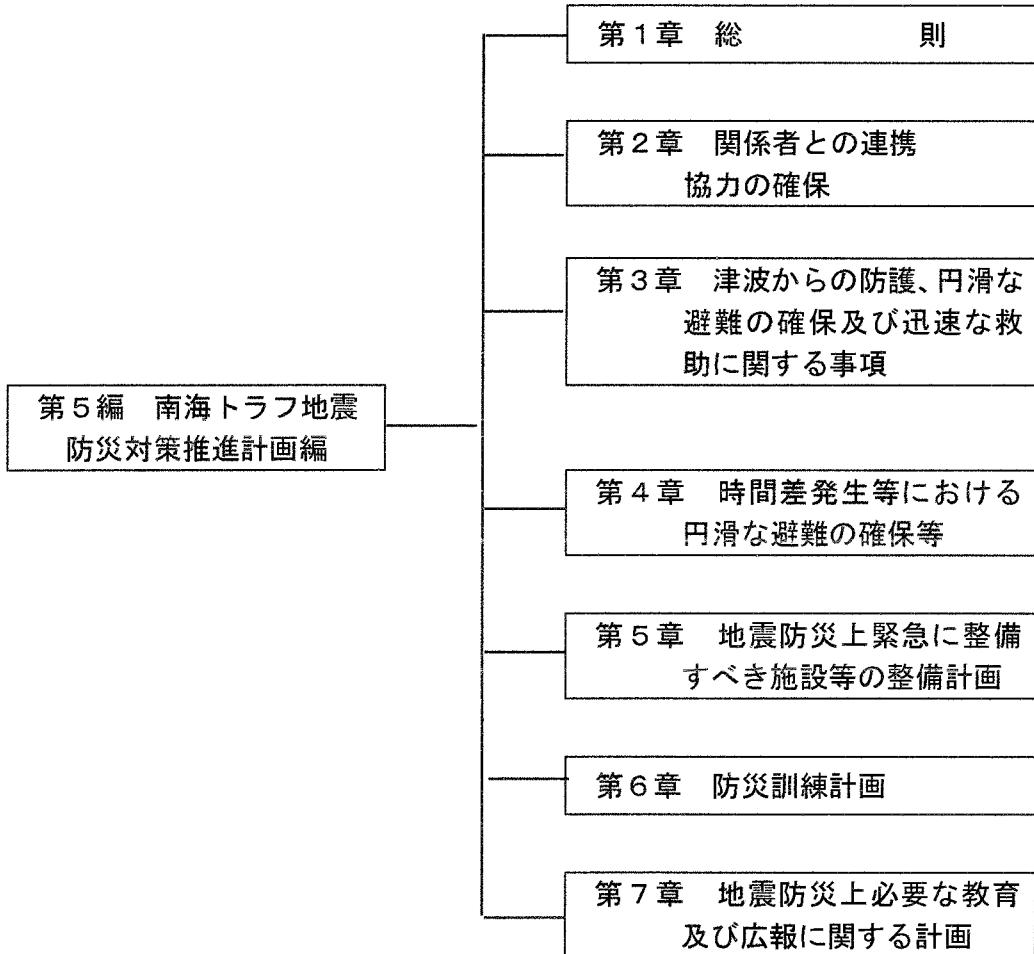


第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画



第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別地域

本町は法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に、法第10条第1項の規定の基づき、南海トラフ地震津波避難特別地域に指定された区域である。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に關し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「第1編 第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

地域防災計画「総則」第6節「災害の想定」に定めるところによる。

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの地震が発生した場合において、本町で被害が最大となるケースとして、次の通りの被害が想定されている。

なお、本町における最大クラスの地震は、南海トラフ地震と種子島東方沖地震となっている。

事 項	内 容	
建物被害（棟）	全壊・焼失	200（種子島東方沖）
	半壊	680（種子島東方沖）
人的被害（人）	死者数	20（種子島東方沖）

	負傷者数	60 (種子島東方沖)
上水道被害 (人)	断水人口 (被災直後)	4,300 (種子島東方沖)
電力被害 (軒)	停電軒数 (被災直後)	90 (南海トラフ)
通信被害 (回線)	固定電話不通回線数 (被災直後)	90 (南海トラフ)
道路施設被害 (箇所)		20 (種子島東方沖)
避難者数 [うち避難所] (人)	被災 1 日後	340 (種子島東方沖)
	被災 1 週間後	900 (種子島東方沖)
	被災 1 カ月後	530 (種子島東方沖)
物資 (食糧) 需用費 (食)	被災 1 日後	770 (種子島東方沖)
	被災 1 週間後	1,700 (種子島東方沖)
	被災 1 カ月後	570 (種子島東方沖)
災害廃棄物発生量 (万トン)		10~20 (種子島東方沖)
被害額 (億円)		350 (種子島東方沖)

第3 時間差発生の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。

このため、南海トラフ沿いにおいて地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- 1 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）を確保できるよう、必要な物資等の確保を行う。
- 2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

第2 人員の配置

町は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合に、南種子町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、人員配置等の準備を行う。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

第1 町が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るために、関係機関等と締結している応援協定等は、「第2編 第2章 第4節 広域応援体制」及び「資料編 2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料」に定めるところによる。

第2 町は必要があるときは、第1に掲げる応援協定等に従い、応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、「第2編 第2章 第5節 自衛隊の災害派遣要請」に定めるところによる。

第4 町は、災害が発生し、他市町村、県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は、活動拠点の確保等それらの受け入れ体制の整備に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

第1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第2 町の中心部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 町又は堤防、水門等の施設管理者は、地震が発生し津波の恐れのある場合は直ちに、水門及び陸閘の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を講ずるものとする。

第2 町又は堤防、水門等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検

堤防、水門等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作の推進

堤防、水門等の管理者は、1の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修及び自動化等の各種整備に努めるものとする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制

町は、水門等の開閉体制、開閉手順及び平常時の管理方法等の確立並びに定期的な開閉点検及び開閉訓練等の実施に努めるものとする。なお、この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域におけるヘリポート又はヘリコプター臨時発着場の確保

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

5 防災行政無線の整備等の方針及び計画

町は、住民に対して気象及び防災に関する情報を迅速に伝達するために、防災行政無線等の維持・更新に努めるものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

第1 避難の勧告指示の伝達、広報体制の整備

町は、津波に関する避難勧告又は指示が出された際、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や、広報文案等を整備しておくなどの事前準備を講じておくものとする。

第2 津波災害に対応した避難体制の整備

町は、津波の襲来が想定される区域について、地震、津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

また、避難に際して津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、指定緊急避難場所の位置や標高、安全性等を調査し適宜見直しを行うものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として「第2編 第2章 第13節 避難の勧告・指示、誘導」に定めるところによる。

1 町は、町以外が管理する施設を避難所として開設する際は、その施設管理者と協力して行うものとする。

- 2 町は、介護を必要とする者が避難する施設において、その救護のために当該施設の管理者と連携し必要な措置を行うものとする。
- 3 町は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を各関係機関と連携しながら取り組むものとする。

第4節 避難対策等

第1 地震発生時において、津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域は、下表のとおりとする。

【事前避難対象地域】

地区名	地域名
平山地区	浜田、仲之町、西之町、広田
茎永地区	新上里、雨田、菅原、中部、仲之町、宇都浦、松原、阿多惜経、竹崎
下中地区	夏田、郡原、里、山神、真所
西之地区	本村
西海地区	上立石、大川、牛野
島間地区	田尾、仲之町、小平山
その他沿岸部全域	

【高齢者等事前避難対象地域】

地区名	地域名
平山地区	仲之町、西之町
茎永地区	新上里、雨田、菅原、中部、仲之町、宇都浦、松原
下中地区	夏田、郡原、里、山神、真所
西之地区	本村
西海地区	上立石、大川、牛野
島間地区	田尾、仲之町、小平山

【住民事前避難対象地域】

地区名	地域名
平山地区	浜田、広田
茎永地区	阿多惜経、竹崎
その他沿岸部全域	

※ 海抜 10m 以下の区域が含まれる地域及び町の最大津波浸水想定区域（南海トラフ地震の津波浸水想定 CASE5）が含まれる地域が避難指示（緊急）の対象地域となる。

※ 大津波警報時に想定を超える巨大津波の可能性が発表された場合には、住民は海抜 20m 以上の高台に率先避難を行う。

第2 町は、第1及び第2に掲げる地域の住民に対し、あらかじめ次の事項について十分周知を図るものとする。

- 1 地域の範囲
- 2 想定される危険の範囲
- 3 避難場所（屋内、屋外の種別）
- 4 避難場所に至る経路
- 5 避難指示（緊急）の伝達方法
- 6 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- 7 その他（率先避難、防火、防犯、持出品、服装、車使用の禁止等）

第3 避難施設は南種子町防災計画（資料編）4-1「避難所一覧」に定める。

第4 町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それ欄に伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

第5 町は、避難所を開設した場合における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を定める。

第6 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

第7 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部等の指示に従い、住民等の避難誘導等のため必要な措置をとる。

第8 他人の介護等をする者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- 1 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- 2 津波発生のおそれにより、町長より避難指示（緊急）が行われたときは、1に掲げるものの避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- 3 地震が発生した場合、町は1に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

第9 外国人や旅行者等に対する避難誘導等については、支援津を行う者の避難に要する時間や安全性を確保しつつ、適正に対応する。

第5節 消防機関等の活動

第1 町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立

第2 町は、地震が発生した場合に実施する消防及び水防活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、県に対して次のような措置をとることを要請するものとする。

- 1 報道機関の協力による津波からの迅速かつ円滑な避難等についての広報
- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消防及び水防活動に必要な消火薬剤や水防資機材等について、県が保有する物資等の提供及び流通在庫の把握

第3 関係機関等は、水防資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の関係機関への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉を操作するための準備並びに人員の配置

第6節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

第1 電気

電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第32節 電力施設の応急対策」によるものとする。

第2 ガス

ガス事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第33節 ガス施設の応急対策」によるものとする。

第3 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第34節 上水道施設の応急対策」によるものとする。

第4 電気通信施設

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するための必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第35節 電気通信施設の応急対策」によるものとする。

第5 放送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島讀賣テレビが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第7節 交通対策

第1 道路

町は県警察及び県と連携し、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制・避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上

町は種子島海上保安署及び県と連携し、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に関する具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設、図書館、病院及び学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 入場者等への津波警報等の伝達
- (2) 入場者等の避難誘導等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食糧等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検及び整備
- (7) 非常用発電装置の整備
- (8) 防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院にあっては、重症患者、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校等
 - ア 町の定める津波避難対象地域にある学校等については、避難の安全に関する措置
 - イ 避難に援護を要する児童・生徒の援護の措置
- (3) 社会福祉施設にあっては、重度障害者、高齢者、移動することが不可能又は困難な者の安全を確保するための必要な措置

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

1 災害対策本部又はその支部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2 町は、指定避難所又は応急救護所（以下「避難所等」という。）の開設に当たって必要な資機材の搬入又は配備が困難な場合は、県へ協力を要請するものとする。

3 町は、避難所等に県有施設を活用する場合は県へ協力を要請するものとする。

第3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物については、災害発生時点で原則として工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

第1 消防機関による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。なお、具体的な整備計画は、消防機関等が別に定めるものとする。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備を行うものとし、具体的な方策は消防機関等が別に定めるものとする。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察及び消防機関等の迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動について、県をはじめ関係機関の連携を図るものとする。

第4 消防団の充実

町は、消防団について、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 基本の方針

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方方が示されている。

- 1 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方方が重要である。
- 2 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応を行うとともに、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動ができるだけ維持することを基本とする。

なお、町は被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

町は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

表 【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件情報名 情報発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応。

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急災害対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

町は、国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の設定

特別強化地域に指定されており、(3)のアに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

ア 事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

【事前避難対象地域】

地区名	地域名
平山地区	浜田、仲之町、西之町、広田
茎永地区	新上里、雨田、菅原、中部、仲之町、宇都浦、松原、阿多惜経、竹崎
下中地区	夏田、郡原、里、山神、真所
西之地区	本村

西海地区	上立石、大川、牛野
島間地区	田尾、仲之町、小平山
その他沿岸部全域	

イ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

【住民事前避難対象地域】

地区名	地域名
平山地区	浜田、広田
茎永地区	阿多惜経、竹崎
その他沿岸部全域	

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

【高齢者等事前避難対象地域】

地区名	地域名
平山地区	仲之町、西之町
茎永地区	新上里、雨田、菅原、中部、仲之町、宇都浦、松原
下中地区	夏田、郡原、里、山神、真所
西之地区	本村
西海地区	上立石、大川、牛野
島間地区	田尾、仲之町、小平山

(5) 避難勧告等の発令

町は、国からの指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難勧告等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、町が避難所の確保を行うものとする。

ア 住民事前避難対象地域については避難勧告

イ 高齢者等事前避難対象地域については避難準備・高齢者等避難開始

(6) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、町は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

町は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達するものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2節 平時ににおける対策

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、住民や関係機関等に伝達する体制を整備する。

第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に合わせ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3 事前避難対象地域等の周知

町は、平時から率先避難対象地域、事前避難対象地域等をホームページや広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

第1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や、関係機関等への情報の伝達、連絡調整のため総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広報等

1 内容及び手段

町は、防災情報システム、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

第1 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部若しくは災害警戒本部の設置

町は後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置する。

2 災害警戒本部の設置

本町に津波注意報発表時、若しくは津波注意報が発表されていない場合、町は状況により判断し災害警戒本部を設置する。

3 職員の配備基準

職員の配備は町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第1節第1の4「動員配備体制」に準じて実施する。

第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの指示の伝達

町は、国からの指示が発せられた場合、防災情報システム等の手段により、速やかに関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

町は、次のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

(1) 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況について、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

(2) 関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る関係機関が実施した災害応急対策の実施状況等について情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断になることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、確実に民生対策部救護班に共有する。

3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、町

地域防災計画《一般災害対策編》第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、防災情報システム、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。併せて、住民等に対して、今後の町や関係機関等が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等について、逐次広報の内容を更新する。

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、防災情報システム、町ホームページなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、町や関係機関が実施した災害応急対策等で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 町が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

4 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

町の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、町は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

町の避難の実施における措置

(1) 事前避難対象地域について、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

(2) 避難所を開設する際に必要な状況把握に努め連絡調整を実施し、避難所の運営を行う。なお、この場合避難行動要支援者や外国人、出張者及び旅行者等の避難支援について適切に対応する。

- (3) 避難者に対する食糧、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等及び自主防災組織

出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

(1) 熊毛地区消防組合消防本部（南種子分遣所）

- ア 消防本部機能の一部移転と維持
- イ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ウ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 南種子町消防団

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保

(3) 自主防災組織

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保
- ウ 災害避難所等の管理・運営

2 種子島警察署（南種子交番）

犯罪及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導
- (4) 事前避難対象地域等の防犯パトロール（津波警報等未発表時）
- (5) 避難所等の訪問・見回り

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) ガス

- ア ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。
- イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

- ア 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は、同情報及び状況の把握に努めた上で、通信確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。
- イ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(5) 放送

- ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠である。このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
- イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

5 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

6 交通対策

(1) 道路

- ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。
なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努める。
- イ 町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時から情報を提供する。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努める。

(2) 海上

- ア 種子島海上保安署及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。
- イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

第7 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理等する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達

＜留意事項＞

(ア) 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等が必要な防災行動を取り得るような適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災ラジオ、テレビ、パソコン等の情報取得手段の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 災害対策本部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあっては、その機能を果たすために必要な措置

イ 学校等にあっては、次の事項

(ア) 児童生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域について、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の措置

ウ 病院等にあっては、利用者の保護等について、施設の耐震性を十分に考慮した措置

2 道路、河川その他の公共施設

(1) 道路

町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁及び法面等のうち、危険度が特に高いと予想されるものに特に留意する。

(2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

町は、あらかじめ定めた計画に基づき津波の発生に備えた措置をとる。

なお、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、必要な資機材や設備の準備、点検その他所要の措置について計画を定める。

3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとる。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむを得ない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

1 町が実施する対策

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 町以外の機関

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等の斡旋並びに市が実施する活動との連携等の措置をとる。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

第1 災害警戒本部等の設置

- 1 町は後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害警戒本部若しくは情報連絡体制を設置する。
- 2 津波注意報等が発表されていない場合は、状況により判断し情報連絡体制を設置する。
- 3 大津波警報・津波警報等が発表された場合の町の体制については、町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第1節第1の4「動員配備体制」に準じて設置する。
- 4 職員の配備は町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第1節第1の4「動員配備体制」に準じて実施する。

第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

町は、防災情報システム、ホームページ、MBCデータ放送などの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

2 町が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況等の変化に応じた周知等を行う。

3 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、市内に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市の巨大地震注意期間は1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

町は、町が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの備えを再確認するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進するものとする。

なお、整備に期間を要する施設等については、一部の完成であっても相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 指定緊急避難場所の整備

町は、避難困難区域の解消、収容能力の増強等、避難に関する危険性の解消を図るため、避難場所を確保し指定緊急避難場所として指定するとともに、住民等に周知するものとする。

第2 避難路の整備

町は、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るため、事業を促進するものとする。

第3 消防用施設の整備

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

第4 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

第5 建築物の耐震化

地震による建築物等の被害を最小限にとどめるため、建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものとする。

第6章 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

町は、地域住民等への地震防災対策推進計画の周知、及び関係機関及び地域の自主防災組織との協調体制の連携強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

なお、その訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、地震発生から津波襲来までに円滑な避難を行うための災害応急対策を中心に実施し、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施するものとする。

第2 総合防災訓練への参加

町は、関係機関及び地域住民等とともに、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、県をはじめ関係機関と連携して、次の訓練等を地域の実情に応じて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第3 県の助言等

町は、次の点に留意して自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な技術的助言等の支援を受けるものとする。

- 1 津波からの避難訓練を繰り返し実施することにより、地域住民等が適切な避難行動をとれるようになるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 第2 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 第3 地震・津波に関する一般的な知識
- 第4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- 第5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
- 第6 南海トラフ地震等防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- 第7 南海トラフ地震等防災対策として、今後取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する防災教育について、県と協力して実施するとともに、県から必要な助言を得るものとする。

なお、その教育は、地域の実態に応じて各種集会等を活用したり、地域単位や職場単位等で実施し、印刷物やビデオ等の映像を使い、次の事項について行うものとする。

- 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 第2 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 第3 地震・津波に関する一般的な知識
- 第4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 第5 正確な情報の入手方法
- 第6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 第7 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 第8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 第9 避難生活に関すること
- 第10 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 第11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 相談窓口の設置

町は、県と連携して、地域住民の地震対策に関する相談を受ける窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。